

自 令和3年6月 7日

至 令和3年6月11日

令和3年第2回平内町議会定例会

会 議 録

平内町議会事務局

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	12
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（6月7日 月曜日）	17
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（6月9日 水曜日）	25
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（健康増進課長 松山秀子君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（企画政策課長 田中正美君）	
（町民課長 工藤隆之進君）	

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(福祉介護課長 塩越信子君)

1、質 疑	47
1、議 案 付 託		
1、陳 情 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
第3号(6月11日 金曜日)	49
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	51
報告第3号 報告第5号		承認
議案第37号 議案第42号 議案第43号 議案第51号 議案第52号		原案可決
陳情第1号		採 択
1、表 決	52
報告第4号		承認
1、表 決	52
議案第38号		原案可決
1、表 決	52
議案第39号		原案可決
1、表 決	53
議案第40号		原案可決
1、表 決	53
議案第41号		原案可決
1、表 決	54
議案第44号		原案可決
1、表 決	54
議案第45号		原案可決
1、表 決	54
議案第46号		原案可決
1、表 決	55
議案第47号		原案可決
1、表 決	55
議案第48号		原案可決
1、表 決	56

議案第49号	原案可決	
1、表 決	56
議案第50号	原案可決	
1、表 決	57
議案第53号	同 意	
1、表 決	57
発議第3号	原案可決	
1、議員派遣の件	57
	承 認	
1、議会運営委員会委員の選任	58
1、広報編集特別委員会委員の選任	58
1、平内町議会活性化特別委員会委員の選任	58
1、青森地域広域事務組合議会議員の選挙	59
(追加日程)		
1、表 決	60
発議第4号	原案可決	
1、町長挨拶(町長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第43号

令和3年第2回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年6月1日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和3年6月7日（月） 午前10時

2. 場 所 平内町議会議場

令和3年第2回平内町議会定例会 会期日程表

令和3年6月7日招集

月 日	開議時刻	件 名
6月7日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
6月8日 (火)		休 会
6月9日 (水)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 議 案 付 託</p> <p>第 4 陳 情 付 託</p> <p>散 会</p>
6月10日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
6月11日 (金)	午後1時30分	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 2 報告第 4 号</p> <p>第 3 議案第 3 8 号</p> <p>第 4 議案第 3 9 号</p> <p>第 5 議案第 4 0 号</p> <p>第 6 議案第 4 1 号</p> <p>第 7 議案第 4 4 号</p> <p>第 8 議案第 4 5 号</p> <p>第 9 議案第 4 6 号</p> <p>第 1 0 議案第 4 7 号</p> <p>第 1 1 議案第 4 8 号</p> <p>第 1 2 議案第 4 9 号</p> <p>第 1 3 議案第 5 0 号</p> <p>第 1 4 議案第 5 3 号</p> <p>第 1 5 発議第 3 号</p> <p>第 1 6 議員派遣の件</p> <p>第 1 7 議会運営委員会委員の選任</p> <p>第 1 8 議会広報編集特別委員会委員の選任</p> <p>第 1 9 平内町議会活性化特別委員会委員の選任</p> <p>第 2 0 青森地域広域事務組合議会議員の選挙</p> <p>閉 会</p>

令和3年第2回平内町議会定例会

6月7日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和3年第2回平内町議会定例会

6月9日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

日程第 4 陳 情 付 託

散 会

令和3年第2回平内町議会定例会

6月11日議事日程表（第3号）

開議時刻 午後1時30分

開 議

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 2 | 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕 |
| 日程第 3 | 議案第 3 8 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第 3 9 号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第 4 0 号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第 4 1 号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第 4 4 号 財産の取得について〔マイクロバス〕 |
| 日程第 8 | 議案第 4 5 号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕 |
| 日程第 9 | 議案第 4 6 号 財産の取得について〔真空冷却機〕 |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 7 号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕 |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 8 号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕 |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 9 号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕 |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 0 号 負担付きの寄附の受納について |

日程第 14 議案第 53 号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 15 発議第 3 号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 16 議員派遣の件

日程第 17 議会運営委員会委員の選任

日程第 18 平内町議会広報編集特別委員会委員の選任

日程第 19 議会活性化特別委員会委員の選任

日程第 20 青森地域広域事務組合議会議員の選挙

(追加日程)

日程第 21 発議第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案

(町長挨拶)

閉 会

令和3年第2回平内町議会定例会会議録

令和3年6月7日 開 会

令和3年6月11日 閉 会

1、町長提出議案件名

報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕

報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕

報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕

議案第37号 令和3年度平内町一般会計補正予算案

議案第38号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第39号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議案第40号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議案第41号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第42号 新たに生じた土地の確認について〔茂浦地区〕

議案第43号 新たに生じた土地の字名について〔茂浦地区〕

議案第44号 財産の取得について〔マイクロバス〕

議案第45号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕

議案第46号 財産の取得について〔真空冷却機〕

議案第47号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕

議案第48号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕

議案第49号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕

議案第50号 負担付きの寄附の受納について

議案第51号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第52号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

議案第53号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて

2、議員提出案件

発議第3号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案

3、陳 情

陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

4、報 告

報告第6号 令和2年度国民健康保険平内中央病院事業会計予算繰越計算書について

報告第7号 令和2年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について

町政経過報告

例月出納検査結果報告書

令和3年6月11日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	同上	同上
議案第37号	令和3年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	同上
議案第42号	新たに生じた土地の確認について〔茂浦地区〕	同上	同上
議案第43号	新たに生じた土地の字名について〔茂浦地区〕	同上	同上

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第51号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第52号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	同上	同上

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕 (所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕 (所管部分)	同上	同上
議案第37号	令和3年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	同上

令和3年6月11日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第95条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第1号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	願意妥当	採択すべきもの

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 11名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	7番 七尾 潔君	8番 倉内 清一君
9番 佐々木 徳正君	10番 田中 光弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 逢坂 重良君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

振鈴（午前10時 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が11人ですので、会議は成立します。

審議に先立ちまして、去る5月10日田中 聡議員が、ご逝去されました。

ここに、故田中 聡議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙とうを捧げたいと思います。

全議員ご起立お願いします。黙とう。

（黙とう）

議長（船橋健人君）黙とうを終わります。ご着席願います。

ここで、平内町議会議員、故田中 聡議員を偲び追悼演説を行います。11番、木村良一君。（「はい、議長」の声あり）はい、11番。

11番（木村良一君）議長のお許しを得ましたので、去る5月10日にご逝去されました、同僚議員、故田中 聡殿の御霊に対し、謹んで哀悼のことばを申し上げます。

今日ここに、令和3年第2回定例会開会にあたり、1番議席、ご子息にしっかりとだかれた遺影に接し、町発展に情熱を燃やした、ありし日の、あなたの元気な姿が目には浮かび、胸が締め付けられる思いであります。

生あるものの宿命とは申せ、あまりにも早く、議員一同惜別の情を禁じ得ないところであります。顧みるにあなたは、昭和36年1月平内町小湊の地で生を受けられました。

明朗闊達で衆望厚く、常にリーダーとして周囲のものを統率する指導力にことのほか、優れておりました。その卓越した資質は、地域住民はもとより、町民の支持を得るところとなり、令和2年3月平内町議会議員一般選挙において、初当選の榮譽に輝かれ、町民のため真の議会人として、町政の推進に参画していたのであります。

この間、総務福祉常任委員、広報編集特別委員、議会活性化委員、そして議会運営委員となり、議会運営と福祉向上に、献身的な努力を傾注されてまいりました。

思い起こせば、今年2月体調不良から検査を行う連絡を受け、その後、青森県立中央病院に入院されました。私ども、議員一同は、復帰も近いものと安心していただけに、容体の悪化。

の手厚い看護と、その薬石もなく、帰らぬ人となりましたことは、かえすがえす痛恨の極みであります。志し半ばでのご逝去は、さぞかし無念でございましょう。

あなたの生涯60年における、幾多のご功績は、必ずや後世に、その名をとどめおかれるものと信じてやまないものであります。人生朝露のごとく、ひとたび去って帰らず、呼べど帰らぬ、あなたの元気な声が耳にのこり、哀愁の情極まって、万冠胸にせまるものがあり、涙を禁じ得ません。

ここに、ありし日の面影を偲び、あなたの遺影の前で生前の功績を謹んで称え、ひたすら泉下の平安と、ご遺族並びに平内町の前途に、限りなきご加護を賜りますようお願い申し上げ、衷心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

残された、私たちは、あなたのご意思を体し、平内町発展のため全力を傾注することをお誓い申し上げます追悼のことばといたします。

令和3年6月7日 平内町議会を代表して 木村良一。

議長（船橋健人君）ここでご遺族が退場しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時06分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。ただちに本日の会議を開きます。

会議は、議事日程表第1号により進めます。日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読した）

議長（船橋健人君）ご着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕」、「報告第5号 専決処分した

事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕、「議案第37号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第38号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第39号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第40号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第41号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第42号 新たに生じた土地の確認について〔茂浦地区〕」、「議案第43号 新たに生じた土地の字名について〔茂浦地区〕」、「議案第44号 財産の取得について〔マイクロバス〕」、「議案第45号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕」、「議案第46号 財産の取得について〔真空冷却機〕」、「議案第47号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕」、「議案第48号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕」、「議案第49号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕」、「議案第50号 負担付きの寄附の受納について」、「議案第51号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」、「議案第52号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」、「議案第53号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」以上20件であります。

次に議員提案は、「議案第3号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」の1件であります。

また、「陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」の1件であります。

次に、報告関係では「報告第6号 令和2年度国民健康保険平内中央病院事業会計予算繰越計算書について」、「報告第7号 令和2年度平内町一般会計継続費の繰越計算書について」及び、町政経過報告がありましたので、各位に配布しております

また、監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」の提出がされましたので、各位に配布しております。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元にお配りしてありますので、ご了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で諸報告を終わります。これから日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議 長（船橋健人君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議 長（船橋健人君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの5日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君） 日程第3、「報告第3号」から「報告第5号」まで、及び「議案第37号」から「議案第53号」まで以上20件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君） どうも、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、急逝されました故 田中 聡議員におかれましては、議員活動はもとより、平内町白鳥を守る会の会長として、愛護活動に尽力されると共に当町の魅力発信にも多大な貢献をされました。

また、社会教育全般にも精通し、「こども達の笑顔」を活動の原動力として、平内町の未来を担う子供たちを常に中心に見据え、社会教育委員、子供会、PTAの要職を歴任され、さらに、小・中学校の部活動にも熱心に取り組んでこられました。

ここに、数多くの御功績に対し、深甚なる敬意と哀悼の誠を捧げ、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今定例会には、専決処分した事項の報告及び本年度の一般会計補正予算案等、合わせて20件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

「報告第3号」から「報告第5号」までは、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります。

まず、「報告第3号 令和2年度平内町一般会計補正予算」であります。歳入については、地方交付税のうち特別交付税交付額の確定、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の調整及び臨時道路除雪事業費補助金が新たに交付決定となったこと、町債は事業実績確定によりそれぞれ増減となりました。歳出については、各事業実績確定等に伴う調整をいたしました。また、歳入超過分については財政調整基金繰入金を減額及び減債基金へ積立し、歳入歳出同額の2,264万5千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は、歳入歳出ともに96億3,306万7千円になったものであります。

一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施している役場庁舎、開発センターへのエアコン設置工事、地域インフラ環境整備事業、夏泊半島大島地区整備事業、救急自動車と電動ベッド購入に係る病院事業繰出金については、追加交付決定から事業実施までの期間が短く繰越が想定されていること、工事関連部材の調達、製造工場の稼働、人員不足による納品の遅延等が生じていること、農業用ため池防災減災事業では避難ルートや緊急連絡体制構築に不測の日数を要したこと、道路新設改良事業、橋梁維持事業、東和東滝線融雪溝設置事業、漁港建設及び維持事業のうち白砂地区漁港施設機能強化事業では国の補正予算による事業であり、繰越が前提であること、茂浦地区漁村再生交付金事業では支障となる石材の処理に不測の日数を要したこと、小湊漁港海岸維持工事ではハクチョウの渡来時期を避けて施工する必要があったことによりいずれも年度内に事業を終了することが困難な状況であります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、現在事業を実施している最中であり、令和3年度への繰越を前提とした緊急の事業であります。以上の理由からいずれも繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、「報告第4号 平内町町税条例等の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部を

改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和3年4月1日から施行されたことに伴い、本条例等の一部を改正する必要があることから専決処分したものであります。

次に、「報告第5号 令和3年度平内町一般会計補正予算」であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち国が令和3年度へ繰越した補助金を活用し、勤労青少年ホームと山村開発センターのそれぞれにおいて、玄関ドア自動化の改修工事と空気清浄機の購入、新型コロナウイルスに対応した救急車の購入、学校給食センターにおける備蓄用の非常食と感染予防等衛生面向上に資する備品を購入することとしたものであります。令和3年度末までの事業完了に向け、早急に予算措置が必要となったことから歳入歳出同額の6,640万9千円を専決処分したものであります。歳入不足額1,640万9千円については財政調整基金から繰入し、その結果、予算の総額は、歳入歳出ともに67億1,640万9千円になったものであります。

以上3件は、いずれも緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法の規定により、「報告第3号」並びに「報告第4号」は令和3年3月31日付けをもって、「報告第5号」は令和3年4月16日付けをもって、本職において専決処分したものであります。

次に、「議案第37号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、急を要する事務、事業等の費用を計上し、歳入歳出ともに8,739万7千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに68億380万6千円となったものであります。

補正の主なものとして、歳出では、狩場沢地区の法定外水路の改修工事、津波浸水想定区域の見直しによるハザードマップ作成委託料、プレミアム商品券発行事業助成金、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、経営体育成支援事業補助金、旧県立青森東高等学校平内校舎改修のための調査設計委託料を増額計上いたしました。これら歳出に対する歳入の財源として、歳出に関連した補助金等のほか、その他の収入見込額及び町債を計上し、なお不足する額は財政調整基金から繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第38号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の属する世帯に係る国民健康保険税の減免を実施いたしましたが、令和3年度も引き続き実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第39号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」であります。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第40号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第41号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を延長することにより、当該被保険者の経済的負担の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第42号 新たに生じた土地の確認について〔茂浦地区〕」及び「議案第43号 新た

に生じた土地の字名について「茂浦地区」であります。これら2件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも茂浦地区漁村再生交付金事業のホタテ残渣集積施設の建設用地にかかわるもので、建設用地の埋立工事が完了したことから、土地を確認し、併せてこの土地を現況に照らして、隣接する字に編入するため、議会の議決を得たく提案するものであります。

次に、「議案第44号 財産の取得について〔マイクロバス〕」であります。本案は、議会用マイクロバスの購入にかかわるもので、現在使用の議会用マイクロバスは平成26年11月に取得し、使用年数は少ないものの、平成13年6月に取得した町教育委員会のマイクロバスが、年数の経過により故障等のほか、車体の腐食も著しいことから、現在使用の議会用マイクロバスを、教育委員会へ譲渡した上、今般、購入することとし、去る5月13日指名競争入札を執行したところ、青森トヨペット株式会社野辺地店が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第45号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕」であります。現在保有する凍結防止剤散布車は平成14年11月に購入したもので、18年以上が経過し、近年は老朽化により故障が多発しておりました。この度、社会資本整備総合交付金を活用し、購入するものであり、去る5月20日指名競争入札を執行したところ、株式会社青工青森支店が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第46号 財産の取得について〔真空冷却機〕」であります。本案は、平内町学校給食センターの真空冷却機の購入にかかわるもので、平成10年12月に設置した真空冷却機は、経年劣化により故障等が多発していることから、今般、購入することとし、去る4月22日指名競争入札を執行したところ、株式会社中西製作所青森営業所が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第47号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕」であります。本案は、消防団浜子分団の小型動力ポンプ付積載車の購入にかかわるもので、平成9年11月に取得した小型動力ポンプ付積載車は、年数の経過によりポンプ性能の低下、故障等のほか、沿岸地域のため車体の腐食も著しいことから、今般、購入することとし、去る4月26日指名競争入札を執行したところ、有限会社城栄産業青森営業所が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第48号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕」及び「議案第49号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕」であります。これら2件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも、平内消防署に配備する高規格救急自動車及び高規格救急自動車内に設置する高度救命処置用資器材の購入にかかわるものであり、現在使用の高規格救急自動車は平成15年12月に取得し、年数の経過により故障等のほか、車体の腐食も著しいことから、今般、購入することとし、去る5月26日指名競争入札を執行したところ、「議案第48号」の高規格救急自動車の取得につきましては、日産プリンス青森販売株式会社港町店が、また、「議案第49号」の高度救命処置用資器材の取得につきましては、株式会社シバタ医理科青森営業所が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第50号 負担付きの寄附の受納について」であります。旧青森県立青森東高等学校平内校舎が、令和3年3月をもって、閉校となったことから、所有者である青森県より町に対して、負担付きの寄附の申し入れがあったことから、町として、受納することに対し、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決が必要なことから、提案するものであります。

次に、「議案第51号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。構成団体である十和田地区食肉処理事務組合

が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議する必要が生じたことから提案するものであります。

次に、「議案第52号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議する必要が生じたことから提案するものであります。

次に、「議案第53号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。現委員の畑井伸一氏は平成29年7月1日の就任以来、1期4年間にわたり代表監査委員として、町予算の執行等財務事務をはじめ行政運営全般にわたり御尽力をいただいております。本年6月30日をもって任期満了となることから、後任として佐々木進氏を選任いたしたく提案するものであります。佐々木氏は、元町教育課長や農政課長等を歴任され、人格、識見ともに優れた方ですので、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に並び、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（船橋健人君） 以上で本日の日程は終了しました。



議 長（船橋健人君） 明日8日は議案熟考のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日8日は休会と決定しました。

来る9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦勞様でした。

（午前10時33分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、議案付託
- 日程第4、陳情付託

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	7 番 七 尾 潔君	8 番 倉 内 清 一君
9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 田 中 正 美君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 逢 坂 重 良君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

初めに、報告があります。

先般、議長報告の中で、報告関係、「報告第7号 令和2年度平内町一般会計継続費の繰越計算書」についてと報告いたしましたが、正しくは「報告第7号 令和2年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書」についてでありますので、訂正してお詫び申し上げます。

なお、諸報告つづり、目次に一部誤りがありました。正誤表のとおりであります。皆様のお手元に

配付してあります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が11人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

梅雨入り前の穏やかな天候のこの頃、当町における65歳以上の方々へのコロナワクチン接種が5月16日から始まりました。接種した方からは「町の職員が頑張ってくれていて、非常にスムーズに接種することができた」との声が聞かれ、一安心しているところです。また、先日の6日からは2回目の接種が開始され、これにつきましても「2回目は1回目よりさらにスムーズに進んで、前回より短時間で終わってよかった」との意見もいただきました。

ワクチン接種は万能ではありませんが、感染重篤化回避につき一定の効果が見込まれることから、接種することで町民の方々へ少なからぬ安心感を与えることができますので、ワクチン供給量にも左右されますが、引き続き64歳以下の希望者全員が早めにワクチン接種を受けられるよう事業を進めてくださることを切にお願いいたしまして、一般質問に入ります。

「デマンド交通について」と題しまして、移動制約者の足を確保すべく、デマンド交通導入について令和元年第3回定例会で質問いたしました。そのとき町長からは「高齢者及び障害者等の外出を支援することで地域のコミュニティの活性化にもつながることから、優良事例等を調査するなど、情報収集に努めていく」との答弁をいただきました。

さて、令和2年度第2回定例会で私が質問した、特別支援学校への通学支援事業につきましては、町当局のご尽力もあり、おかげさまで令和3年4月からスタートする運びとなりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

この特別支援学校への通学支援事業は、タクシー事業者が北星交通株式会社になったことが大きな要因であると考えております。同社は弘前市や西目屋村でデマンド交通を受託しており、ホームページにも「タクシーのドアtoドアの使い良さと、乗合バスの公共の使い易さを合わせ持つ乗合タクシー。当社は平成10年からの運行実績に基づいたノウハウを持って、このサービスは自信を持ってお勧めいたします」とあります。

私は、実態を確認すべく、去る4月13日に北星交通株式会社青森営業所にて聞き取り調査を実施しました。北星交通株式会社は、平成10年から弘前市のデマンド交通事業を請け負い、現在では10路線を請け負っており、そのうち8路線は停留所予約の路線不定期運行であるバス停留所間のデマンド交通、ほかの2路線は玄関先から玄関先へのフルデマンド交通だとのことで、平内町にはフルデマンドよりも停留所予約の路線不定期運行が地域事情に合致するとのことでした。

また、財政面では、経常費用の欠損金のうち半分は弘前市で、残りの半分は国交省の地域内フィーダー系統補助金で賄っているとのことでした。

調査を終えて、私はますますデマンド交通導入の必要性を実感いたしました。

従来の定時定路線型のバス交通のみでは限界を越えてしまった小規模需要に対応することは不可能

であります。

前回質問でも述べましたとおり、デマンド交通が真価を発揮できるロケーションに「需要発生地は散在するが、目的地が病院やスーパー、駅など幾つかに集約される」というのがあります。まさに集落が点在し、病院やスーパーが町中心部に集約されている平内町のロケーションそのものです。

前回提案どおり、朝夕の通学・通勤路線バスと町民に必要とされる時間帯の乗合バス、スクールバスは従来どおり運行することに加え、乗車率の低い時間帯にデマンド交通を導入すべきと考えます。平内町の特徴に合わせて路線バスとデマンド交通を導入することにより、相互補完がなされ、買物難民の救済や高齢者の運転免許証自主返納を促すことにもつながります。

料金につきましても、デマンド交通20年の実績を持つ同社と相談、検討することで適切な受託者負担を算出できるとも考えます。

今回の新規事業者参入に合わせ、モデル地区を設定し、停留所予約型デマンド交通の試験運行を早期に実施するよう提案するものであります。以上で壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。2番田中 大議員のご質問にお答えいたします。

「デマンド交通について」であります。当町の公共交通については、人口減少等により年々利用者が減少しております。そこで、町では公共交通の持続的な維持・確保を図るため、一昨年に当町の地域及び公共交通を取り巻く現状の調査を実施しております。それを踏まえ、昨年度は今後の目標や取組の方向性を示すマスタープランとして「平内町地域公共交通計画」を「地域公共交通会議」での議論を経て策定いたしました。

デマンド型交通の導入につきましても、この公共交通計画において、実証運行を踏まえた検討を行うことが計画されておりますが、デマンド型交通を活用するためには、それぞれの市町村に最も適するデマンド方式を選択する必要があると考えております。全国の先行事例を見ますと、デマンド交通を導入すれば経費の削減と利便性の向上という最も難しい課題を一気に解決できるかのような錯覚に陥った結果、必ずしもそうではなかった旨の事例報告もございますので、当町の目的、当町の規模や地形、気候や降雪地帯等を考慮し、優良先進地の事例を参考に、議員ご提案の乗車率の低い時間帯をはじめ、より利便性の高いものとなるよう、慎重に検討・調整の準備を進めてまいります。

また、田中議員が北星交通の青森支店まで行って調査してきたことについては、この場をお借りして感謝申し上げます。以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 2番田中 大君。

2番（田中 大君） 答弁にありましたとおり「それぞれの市町村に最も適するデマンド方式を選択する必要がある」との考え、全くそのとおりであると同意するものでございます。

せっかく実績のある企業が参入してきたチャンスであります。

町民にとって、より利便性の高いものとなるよう検討・調整の確実なる準備をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（船橋健人君） 2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、5番」の声あり）5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） 皆さん、おはようございます。田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、私は、私たちの財産、生命保護のため、日夜奮闘する消防団員の減少対策と、子供や孫の代までの命と営みに関わる2050年カーボンニュートラルに向けた取組についての2点についてお伺

いたします。

初めに「消防団員の減少対策について」、6項目ほどにまとめ、お尋ねいたします。

総務省消防庁は、消防団員が年々減少する事態に強い危機感を感じ、対策を検討するために、消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、本年4月に中間報告書を公表いたしました。これに基づき、消防庁長官は、4月13日付で各都道府県知事に対し、消防団員の報酬等の基準の作成等について通知しております。

そこで、次の点について質問いたします。

まず1点目は、全国的に消防団員が減少している中、当町でも定員に満たないことから、平成31年3月の定例会において、非常勤消防団員の定数を360名から310名に条例改正したところではありますが、現在の消防団員数は何名の登録になっているのでしょうか。また、このままの状況で推移し、団員が減少し続けた場合、10年後の団員数はどの程度になると試算しているのでしょうか。これによる弊害はどのようなことが考えられるのか、お答え願います。

2点目は、少子高齢化の時代、職業や年齢による団員の構成率が気になります。一般職の国家公務員又は、一般職の地方公務員の消防団員登録数はどれぐらいでしょうか。また、この数値に対する評価はどう考えているのでしょうか。消防団員の定年は、団長及び副団長を除き、満65歳と条例で規定されていますが、10歳から30歳代、40歳から50歳代、60歳代と区分した場合、それぞれの団員数の構成割合はどのようになっているのでしょうか。定年の満65歳まで勤務、所属させるための方策について検討したことがあるのでしょうか、お答え願います。

3点目として、平内町消防団条例における消防団員の任命基準は適当なものと言えるでしょうか。第4条の1号では、当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者と規定しております。町外に通勤する者や町外から通勤している者はどのようなのか、明確にすべきと考えます。同じく第4条の3号では、志操堅固でかつ身体強健な者と規定しておりますが、志操堅固とは志や考え、主義などを固く守り、何があっても変えないさまと国語辞典では訳されております。いかにも屈強な者というふうなイメージであり、新入団員の確保においては検討の余地があると考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、消防団員は他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、自らの地域は自ら守るという郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っていますが、その内容は会議や各種の式典、訓練、点検、警戒、災害出動など多岐にわたり、多くの時間と経費と労力を費やしております。消防団条例による団員の年報酬は、職責により8段階に区分され、その主なものでは、団長が6万円、分団長が4万円、団員は2万1,000円であり、費用弁償を見れば、水火災、警戒、訓練出動の場合は1回1,500円と規定されております。現在の最低賃金制度から見ても到底満足するものとは言えないと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

5点目として、現在、地方交付税算入額として、団員の年報酬が3万6,000円、団長の年報酬は8万2,500円、出勤手当が1回当たり7,000円となっておりますが、町の条例ではこれを大きく下回った額に設定されているのはどういうわけなのか、お尋ねいたします。

6点目は、今回の消防庁長官の通知は、消防団員の処遇等に関する検討会の中の中間報告を踏まえ、一つとして、非常勤消防団員の報酬等の基準の見直し検討、例えば報酬の種類、報酬の額、費用弁償、支給方法であります。二つとして、その他として、適切な予算措置、留意事項等であり、これらのことを勘案し、消防団員の処遇改善を推進するため、令和4年4月1日からの実施を求めているわけですが、これへの対応、もしくは平内町消防団条例を改正することにした場合、この方針についてお伺いします。

続いて「2050年カーボンニュートラルに向けた取組について」お尋ねします。

気象庁は、1981年から2010年の30年間の観測値による新しい平年値を作成し、本年5月18日から使用しています。この新平年値では、前平年値と比べ、気温は全国的に高くなっており、冬の降雪量は日本海側の多くの地点で減少しています。青森市、八戸市、むつ市の観測点の新平年値を見れば、気温は0.3度から0.4度大きく、降雪量は減少しています。

当町の基幹産業であるホタテ養殖にとっては、気温の上昇や水温の上昇は生育に悪影響を及ぼす元凶であり、死活問題へとつながります。農業についても同様なことと考えます。

2020年10月の臨時国会において、菅内閣総理大臣は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。その後、2050年カーボンニュートラルに向けた取組について議論が行われ、菅総理は、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画などの見直しを加速し、全閣僚一丸となって取り組むよう指示しています。

また、本年2月22日には、県議会において、三村知事が2050年温室効果ガス排出実質ゼロ表明を行いました。その中で、国際社会の取組が急速に進んでいること、政府が関係法令の見直しを始め、あらゆる分野で脱炭素化への動きを加速させていること、気候が危機的状況にあるという認識の下、地球温暖化に伴う気候変動の影響から県民の暮らしを守り、豊かで美しい自然環境と持続可能な社会を将来に引き継ぐことが極めて重要であると考えから取り組むものでありますと説明しております。

4月26日には、知事が会長であるもったいない・あおもり県民運動推進会議において、あおもり脱炭素チャレンジ宣言を採択し、県民一人一人の豊かな暮らしと希望にあふれた持続可能な社会をつくる行動が広がっていくことが重要であると訴えています。

地球温暖化対策は政府や自治体だけが取り組むことで解決することではなく、企業や住民も意を同じくして取り組まなければならないものと考えます。当町では、2020年、昨年3月に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平内町地球温暖化対策実施計画（事務事業編）を作成して取り組んでいることと思いますが、この進捗状況と、これをどのように評価しているのか、お尋ねします。

また、他の市町村の取組を見れば、再生可能エネルギーで発電、又はこれらの事業に投資してその利益を住民に還元する事業や、住民のエコ実績に対しポイントを付与するなど、住民を巻き込み、意識を改革するような事業も実施しているところがあります。当町の地球温暖化対策実施計画における温室効果ガス排出削減に向けた取組事項として、電気・燃料使用量の削減、設備更新時には省エネルギー設備等の導入、再生可能エネルギーの導入、低炭素電力事業者の活用、施設の統合・複合化・廃止と、その他として節電・節水・リサイクルなどとなっており、これによる削減目標は2018年度を基準とし、2024年度までの5年間で10パーセント削減を目標としています。

計画への取組状況を見れば、節電・節水・リサイクルが主なもののように映ります。節約も必要で重要なことだとは思いますが、太陽光や風力などで発電し、このエネルギーを利用することが将来的には地球温暖化対策に有効であると思うし、あと30年間で目標を達成できるものと考えますので、ご見解をお伺いし、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の「消防団員の減少対策について」であります。はじめに、消防団は、地域に密

着しながら、長い歴史と伝統に培われた消防機関であり、その活動は、消防署いわゆる常備消防との相互補完的な役割を果たしております。特に消防団員の方々には、自ら生業を持ちながら、地域住民の生命、身体、財産を守るという高い志のもと、日夜、献身的なご尽力をいただいているところであります。

さて、一つ目のご質問についてであります。まず、平内町消防団条例の定数は310名で、令和3年4月1日付の団員数は280名。充足率は90.3パーセントであります。

また、今後10年後の団員数の予測ということでありますが、なかなか予測することが難しい状況であります。ただ、条例改正した平成31年4月1日現在の団員数が291名。令和3年4月1日が280名で、比較すると11名の減少があります。この2年間で11名の減少ということは、10年後には55名の減少が予想され、令和13年4月1日には条例定数310名に対し、実員数が225名と予想されます。しかし、新入団員もあることから、あくまで計算上の数字として申し上げさせていただきます。

次に、団員減少に伴う弊害であります。消防団は災害発生時には様々な役割を担います。災害現場での消火をはじめ、地震や風水害といった大規模災害時の救助、救出、警戒巡視、避難誘導、災害防衛など、様々な現場で活躍しております。また、近年は常備消防のみでは対応できない大規模災害が各地で発生しており、消防団の役割が一段と重みを増しているのが現状でございます。

ご指摘の減少による弊害についてであります。消防力の低下により、先ほど述べた数々の活動ができず、災害発生時の被害を軽減することができず、拡大につながるものが予想されます。当町においては、今後、各分団の統廃合をも考慮しなければならない事態が起こり得るかもしれません。

次に、二つ目のご質問についてであります。平内町における一般職の国家公務員、又は地方公務員の入団員数は、国家公務員がゼロ人、地方公務員が11人で、11人全員が町役場職員となっております。平内町消防団員数に対しての占める割合は約4パーセントでございます。この数値に対しての評価ではあります。全体に対してはやや低い数値に見えますが、業務のかたわら災害発生時には職場の皆さんの理解をいただきながら、ご協力いただいていると感謝しているところでございます。また、令和2年4月1日付の青森県全体の消防団員数が1万8,013人で、青森県消防協会には職業種別のデータがないということで、県と当町を比較することができず、それに対しての評価をすることはできません。年代別団員数ですが、10代から30代までが118人で全体の4.2パーセント、40代から50代までが154人で全体の5.5パーセント、60代から70代までが8人で全体の2パーセントを占めております。

次に、定年の65歳までの団員として活躍してもらうための方策としては、団長や、消防署員が退団希望者と話合いの場を設け、慰留に努めたりはしているものの、その分団の方針、年齢構成、就業構造から来る事情などで、なかなか本人の意思を覆すことができない現状であります。

次に、三つ目の「条例における消防団員の任命基準は適当なものとするか」の居住地と勤務地の関係と、志操堅固な者という表記についての検討の余地につきましては、条例の条文では、当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者とあります。解釈といたしましては、平内町に住所がある者と、住所が他の市町村でも勤務地が平内町であれば入団は可能であるとのことです。団員が減少傾向にある我が町においては、新入団員確保において貴重な条文と考えます。また、志操堅固でかつ身体強健な者の条文につきましても「自らが町の安全を守る。」という強い意志と使命感、責任感がある者が入団すると考えております。以上のことから、任命基準は適正、適当なものとして判断し、現時点におきまして条例の改正は必要ないものと考えております。

次の四つ目から六つ目までは関連がございますので、一括でお答えいたします。

平内町における消防団員の年報酬額につきましては、平成28年度に消防団員の士気高揚を図り、円滑な消防団活動を推進するため、団長以下団員の年報酬額を大幅に引き上げたところであり、県内30町村の中では平均を上回る水準となっておりますが、風水害、火災をはじめとする各種災害出動、警戒出動及び訓練出動につきましては改定がなかったことから、1回当たり1,500円と、県平均を下回り、東青地域においても低い金額となっております。

ちなみに、県内30町村の中で、団長及び団員の年報酬額が最も高いのは六ヶ所村で、団長年報酬額は7万100円、団員年報酬額は3万1,000円となっており、災害発生時における出動手当につきましては、佐井村、風間浦村が同額の3,000円となっております。

次に、地方交付税単価とされている年報酬額は、地方交付税の算定では人口10万人、世帯数4万2,000世帯等の標準的条件を備えた地方団体が合理的で妥当な水準において地方行政を行う場の経費を基準に算定されたものであり、地域の自然条件、面積、人口などの違いにより、県内の実情と乖離が生じているものと考えられます。

ちなみに、令和2年度の常備消防、非常備消防合わせた消防費の交付税算定基準額は2億3,500万円余りとなっており、令和3年度当初予算では常備消防、非常備消防を合わせた予算額は4億5,712万円余りとなっており、交付税の算定額では予算を賄い切れていない状況であります。

なお、町の消防団員の年報酬額や出動手当に対しての算定の考え方といたしましては、消防団員の活動服や雨具などの装備更新や消防団活動に伴う消耗品、備品、各消防団の団旗更新、また、計画的なポンプ積載車の更新、消防屯所の改修、新築工事など、消防団員の活動環境の向上のための予算確保のほか、県内各市町村における報酬額等の状況や町の他事業の予算確保などの町の財政状況を勘案して条例で定めているのが現状であります。

しかしながら、令和3年4月13日付で、消防庁長官の消防団員の「報酬等基準の算定等について」の通知があり、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬が求められていることから、県内各市町村の報酬額等引上げの動向を注視しながら、条例改正が必要な場合には速やかに対応したいと考えております。

次に、2点目の「2050年カーボンニュートラルに向けた取組について」であります。国では地球温暖化対策推進法を改正し、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、太陽光の利用を中心に普及を加速させる方針を進めております。青森県においても、国のこうした動向を踏まえ、もったいない・あおり県民運動推進会議において、青森県知事が「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指す」あおり脱炭素チャレンジ宣言を令和3年4月26日に表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

令和元年度末に策定した平内町地球温暖化対策実行計画の進捗状況につきましては、現在、各課の実績基礎データを収集し、集計中の段階で、分析結果は出ておりませんが、温室効果ガス排出削減に向けた取組をできることから着実に実行することが重要なことだと認識しております。

議員ご提案の再生可能エネルギーで電気をつくり、これを利用することは有効な手段として十分理解しておりますが、2050年までの脱炭素社会の実現に向けましては、青森県の施策を推進することと、第6次平内町長期振興計画及び地球温暖化対策実行計画の目標達成のため、持続可能な行動を継続して積み上げていき、新たな制度の創設なども視野に入れながら、住民や事業者、各種団体、行政などの多様な主体が一体となって取り組んでいくことが必要と考えております。

いずれにいたしましても、気候変動から住民を守り、豊かで美しい自然環境を守り、次世代へ引き

継ぐため、温室効果ガス削減のための取組に対しまして積極的に推進していきたいと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） ご答弁ありがとうございます。いろいろな状況がありまして、大変な状況であるということは確認させていただきました。

消防団員の減少は、少子化の現状におきましては、若い方が新入団員となることは非常にこう難しくなってきました。このような中、消防庁においては多様な人材の活用ということで、女性や学生、サラリーマン、公務員など、さらには消防職員のOBの消防団員の参加を促すこと、それからまた学生の消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度の導入などを求めているようです。

しかしながら、消防団は地域性がある、全国一律なこととはなじまないというふうに思いますが、消防団が消防団として機能することが重要なことだと考えますので、この際、いろいろな部分を点検していただきまして、危険と隣り合わせの業務を行っている消防団員が相応に報われるよう、お願いをしたいというふうに思います。

2050年カーボンニュートラルの取組についてでございますが、国や自治体、企業が取り組むべき気象変動対策を定めた改正地球温暖化対策推進法が5月26日に可決、成立いたしました。報道機関によれば、国や自治体、企業が取り組むべき気候変動対策を定めたこの改正温対法は、2050年までの脱炭素化社会の実現を明記し、中期目標として2030年度の温暖化排出ガスを2013年度比46パーセント減、それから2050年にゼロにする政府目標を法的な裏づけとなるというふうに報道してございます。

改正温対法は、自治体に再生エネルギーの導入目標の開示を義務づけ、実行計画を立てて導入を進めてもらうことや、企業の排出量につきましても事業所単位で公表、脱炭素の取組を見える化するのが特徴であると。成立を受けて、官民ともにエネルギー、自動車などを中心に脱炭素への取組が加速、開発競争も激しさを増すと見られるというふうに解説しております。

当町における再生エネルギーの導入をこう考えた場合、既存の公共施設や町有地を活用した発電も有効ではないかというふうに考えますので、温暖化対策実行計画を改定するような場合には、是非このようなことも検討すべきであるというふうなことを訴えまして、質問を終えます。

議長（船橋健人君） 続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） 皆さん、おはようございます。6番太田満則でございます。通告に従い、質問いたします。

その前に、中国を発生源とされる新型コロナウイルス感染者が世界中に蔓延し、患者、死者が増え続けております。毎日毎日その数を更新し、今朝の新聞によれば国内での感染者が約76万人、死者が1万3,000人を超えています。世界に目を向ければ、感染者は1億7,000万人、死者は370万人を超えております。先日、テレビの画面に映し出されたインドの映像は衝撃的なものでございました。地域の人々が聖なる川と崇めるインダス川の岸辺での火葬状況が映し出されておりました。が、火葬が追いつかず、そのまま川に流す人が後を絶たないと報じておりました。

日本でも当初、季節ごとに発生するインフルエンザより感染者、死者が少ないからと軽視する人もいましたが、味覚障害など後遺症が残るといいます。新型コロナウイルス感染は昨年4月の第1波から第2、第3波、そして今は第4波の真っ最中でございます。この間、まん延防止等重点措置の発出、今年の4月25日からの第3回目の緊急事態宣言の最中でございます。事態は本当に深刻だと思いま

す。感染を防ぐため、人流を止める取組やマスクの徹底が推奨されております。しばらくは続けなければと思います。

県内でも昨年につき、桜まつり、ねぶた、ねぶたの中止など、人の集まるいろんな行事が中止になってございます。国民の関心事の一つに東京オリンピック・パラリンピックがあります。周りでも変異種の拡大を懸念した賛否の声を聞きます。県内でも職場、病院、介護施設、学校等でのクラスターが見られるなど、毎日のように新型コロナウイルス感染者、死者が出ております。亡くなった方々にはご冥福をお祈り申し上げます。

このように、毎日毎日新型コロナウイルス感染症に関するニュースに始まり、終わるような感じがいたします。早く感染が収まり、これまでの穏やかな日常を早く取り戻すことができますよう、お祈り申し上げます。

それでは、第1点目の「ヤングケアラーの認識及び取組状況について」を質問いたします。

ヤングケアラーとは、家庭環境、分けても要介護状態の家族のため、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートを行っている子供や若者、このように定義されているようでございます。テレビの特別番組で放映されたこともあるので、見た方もあるかと思えます。

ヤングケアラーの問題は、一つに被保険者の収入不安定による貧困問題、二つ目に介護負担に伴う学業への支障、就業機会の制限、そして三つ目に家庭内のことでプライバシー問題なので学校にも分からない等の問題があるとされております。

このようなことから、家族介護のためなどが原因で学校に行けない、あるいは頻繁に休みを取らなければならない子供がいると言われております。もしかすれば、学校を頻繁に休む、学校ではただ単に休みが多い子、休む子、そのようにカウントされているかもしれません。

我が町の中学校卒業生の数から推計すると、約200名余が高校、専門校に在学しているものと思われまます。埼玉県調べでは、介護を担う18歳未満の子供たち、いわゆるヤングケアラーが高校生の25人に1人に上ることが分かったと報道されております。同じではないと思うんですが、これを我が町の高校生等に当てはめると8名。決して少ない数ではないと思われまます。さらに、中学校に在籍している生徒を含めると、ちょうど倍になります。

令和3年3月に策定された町の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画によれば、65歳以上の第1号被保険者は増加傾向にあり、40歳から64歳までの第2号被保険者は減少傾向にあるとされております。また、要介護、要支援状況を推計すれば、第1号被保険者の介護度別認定者数を見ると、平成28年、29年は前年に比して要支援者は減少したが、その後は増加すると推計してあります。町の人口が減り続ける中、要介護、要支援者は増加する見込みこのようになってございます。介護を受ける対象者は増え、介護を担う人は減る、こういうことでございます。

この事業計画書に示された被保険者数の割合中、所得段階では非課税世帯が64パーセントとなっております。学びは将来の所得格差につながるとう言われてございます。将来のある若者が親等の介護で進学、学び、あるいは就職等を諦めることがあつてはならない、こう考えまます。

今話したみたいに、その先の仕事、就職がこの問題の延長上にあると思えます。問題が表面化しづらい面と、子供自身や家族がヤングケアラーだという問題を認識する環境を早め早めに手を差し伸べる、そういう対策が必要だと考えまます。町の意識、取組状況を知らせてほしいとう思えます。

次に、第2点目の「新型コロナウイルス感染症防止対策のワクチン接種について」であります。

新型コロナウイルス感染症予防対策の決め手と考えられるワクチン接種が医療従事者、高齢者を順に始まりました。これまでの接種状況及び今後の予定を知らせてほしいとう思えます。

ワクチンは外国製だが、国内でも製造が認可されたものもあります。当初、十分な量が供給されなかったことから、供給量に合わせ、申込者を調整していたと思います。ワクチンが感染対策に大きな効果があると宣伝されていたことから、誰もが一日も早い接種を待っていたと思います。町からの連絡を待ち、そして待ちに待った連絡が来て、町から提示されたコールセンターへの番号に電話してもなかなか繋がらず、役場に直接来た人もいた。あるいは、やっと繋がったものの「後で連絡する」と担当者からの一言。その後、なかなか役場から連絡が来ないため、3時間も電話のそばから離れないで待っている。連絡を待っていらいらが募り、どうなっているのかと、町の対応に対しての苦情やキツイお叱りの言葉も何人からも聞きました。担当者も初めてのことで苦労したと推察いたします。が、台風一過、その後は他の自治体の取組を聞いても、比べてみても、我が町は非常にうまくいっているのではないかとこのように思っております。担当者のご労苦と奮闘に対し、敬意を表したいと思いません。ただ、接種は始まったばかりです。長丁場になると思います。従事する人たちの健康に留意してください。

その一方、町民の中にはワクチン接種をためらっている人がいるのも事実でございます。そこで、これまでの接種状況を知らせてください。

厚労省は、アメリカ・ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンについて、接種の対象年齢を12歳以上に引き下げると発表しました。これまでは16歳以上だったものが12歳から15歳も予防接種法に基づき無料で接種ができる、このようになると思います。国内で現在使用できるワクチンはファイザー製と18歳以上のモデルナ製。モデルナ製については、引き続き18歳以上とこのように聞いております。この後は若い人たちが接種対象になります。会場は引き続き、今使っている旧東高校平内校舎での集団接種これだけなのか、あるいはそれ以外の個別接種も考えているのか、知らせてほしいと思います。

次に、そんな中、新聞に平内の記事がなかなか載ることがない中、5月15日付の東奥日報に「各地の首長ら高齢者より前にワクチン」の見出しの中に、平内と記されていた経緯を知らせてほしいと思います。

国では、先ほど話したみたいに、ワクチンの供給量に不安があるため、接種順を決めました。それが医療従事者、高齢者、基礎疾患のある人、そしてそれ以外の人であります。皆が順番で待っている中に、途中から割り込む形になりました。巷の話、周りの話では、黙っていても町長は高齢者に該当するわけで、若い人よりは早くワクチンの接種が順番が医療従事者の後と分かっているはずなのに、少し待てば順番が回ってくるはずなのに、なぜと。それとも町長は特別なのかと、そういう話があったことを申し添えます。

同じように、全国でもルール破りをした人がいました。当然、抜け駆け接種とか、首長ズル接種、そういう文字がマスコミ、インターネット上で拡散されておりました。中には、病院開設者だからと、珍答弁もあったと報じられておりました。厚労省では、病院開設者は今回のウイルス感染症防止対策で優先順位の対象者ではないとこのように答えていました。当然、今回の高齢者の接種状況下でも、役場に何回も何回も電話してやっと連絡がつき、接種日が確定したものの、当日体調が悪いとか急な予定が入ったとかで変更した人もいたかと思えます。貴重なワクチンですので、破棄をしないための次善の策を当然練っていたと思います。考えられることで、事前にそういうことも考えていたかこのように思います。もし、そのとき練られた案があったのなら教えてほしいと思います。

先日の6月7日の新聞に載った余剰ワクチン、無駄にさせない、無駄にしない、接種はその案に沿ったものだと思います。多くの方が聞きたがっておりますので、是非答えを求めます。以上、壇上か

らの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「ヤングケアラーの認識及び取組状況について」であります。ヤングケアラーとは、先ほど太田議員もお話し申し上げましたように、近年の少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加といった様々な要因により、本来、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことであり、過度な負担により学業や進路等に支障が生じて、子供らしい生活が送れないことにより健全な発育を阻むことが問題となっております。今年3月、厚生労働省により公表された要保護児童対策地域協議会、中高生を対象とした初の全国規模の調査研究事業、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において作成された報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生は4パーセントから6パーセント弱ほど存在しており、その中には家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱、平日1日当たり7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果となり、子供らしい生活が送れず、誰にも相談できずにいる状況がうかがえました。

国では、このような子供たちへの支援を行うため「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、関係機関の連携により一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について検討を進めているところでありますが、まだまだヤングケアラーについての社会的認知度が高いとは言えない状況であります。

ヤングケアラーについての町の取組状況でございますが、ヤングケアラーの状態にある子供を含め、何らかの支援が必要な子供については、各関係機関からの情報提供により町要保護児童対策地域協議会において情報共有を行い、対応を協議することとしておりますが、ヤングケアラーが要因となっているケース、また、ヤングケアラーに関する情報提供等はこれまでございませんでした。しかしながら、ご指摘のとおり、子供本人や家族がヤングケアラーであるということを認識していないため表面化していないケースや、支援する側の認識不足により適切な支援につなげていないケースも考えられるところでございます。

このことを踏まえ、今後は、まず、第一にヤングケアラーについての周知が必要だと感じております。国においても、ヤングケアラーの概念を、子供を含め、広く国民に周知するため、ポスターやリーフレットを作成する予定とのことです。全町民を対象に広報・啓発活動を実施してまいります。

学校においても、今年度、町教育委員会にスクールカウンセラーを配置いたしましたので、その活用により子供の状況を把握し、支援が必要なヤングケアラーの発見につなげることができればと考えております。スクールカウンセラーは小中学校の相談業務等に従事しておりますが、長期休業中を利用して、大学生や高校生、その保護者の相談にも対応したいと考えております。

また、国において、福祉、介護、教育等の関係機関の専門職員を対象にヤングケアラーについて学ぶ研修を行うこととしておりますので、その機会を捉えて、関係機関と連携を図りながらヤングケアラーへの支援等の体制を整えていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まずはヤングケアラーについての周知を図り、ヤングケアラーである子供が健やかな成長と教育の機会が得られるよう、社会全体で見守ることが大切であると考えております。

次に、2点目の「コロナウイルス感染症防止対策のワクチン接種について」であります。ご承知のとおり、国からのワクチンの供給は当初の計画から大幅に遅れ、全国的には医療従事者の接種が完

了しないまま高齢者の接種が始まる事例もあり、自治体も医療現場も混乱しているところではありますが、当町のワクチン接種もようやく始まり、安堵しているところがございます。

さて、ご質問のワクチンの接種状況と今後の予定についてであります。優先接種の当町の医療従事者は平内中央病院161名、その他町内のクリニック、薬局、消防署員等合わせて89名、合計で250名となっております。これらの該当者については3月17日から接種が始まり、5月27日に全員が2回目の接種を終えたところがございます。

65歳の高齢者については、旧青森県立青森東高等学校平内校舎を会場に、5月16日から集団接種を開始しております。5月末現在で対象者4,546名中80.7パーセントに当たる3,670名の方から接種希望の申込みがあり、79.9パーセントに当たる2,935名の方が1回目の接種を終了しております。今後、7月18日までに65歳の希望者全員が2回目の接種まで終える予定でございます。

次に、64歳以下のワクチン接種であります。現在、基礎疾患のある方、高齢者施設等従事者に該当する方の調査を行っております。準備が整い、接種日を確定させた後、60歳から64歳の対象者も含めた次の接種順位の方に接種券を送付していき、その後、順次若い世代に接種券を送付していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後のワクチン供給状況にもよりますが、対象希望者全員の接種を10月末頃までには終了させたいと考えているところでもあります。

次に、新聞報道にありました首長のワクチン先行接種に至る経緯でございますが、4月30日に平内中央病院より、町内の医療従事者が1回目の接種を完了する5月6日に、5回分のワクチンが廃棄となる見込みとなったため、接種しませんかという連絡がございました。このことについては、県担当課より、当町で保管管理しているワクチンについては、町内医療従事者の接種完了後に残るワクチンを5月16日から始まる高齢者の集団接種に転用してもよい旨の連絡を受けているとのことで、私自身、町長という責任ある立場であることを踏まえ、万全の体制を取る必要があると考え、5月16日に予定されていた集団接種をキャンセルして接種したところでもあります。これは、国のマニュアルにも沿った正当な接種だったと認識しております。今般の新聞報道は、他に報道された全国の首長の先行接種の事例と並列で公表されたことによって、あたかも抜け駆け接種したかのような印象と誤解を与えかねないものであり、誠に遺憾でございます。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 6番太田満則君。

6 番（太田満則君） それでは、ヤングケアラーのことについて、もう一度確認したいなあと思います。

先ほど話したみたいに、高齢化、町の高齢化が一層進むと、これはもう明白でございます。高齢者福祉計画・第8期の介護保険事業計画策定の基本的な考え方として、第6次平内町長期振興計画との整合性を図り、住み慣れた地域で安心して老後を迎えたい、いつまでも生き生きと暮らしたい、このようにうたっております。

壇上でも言ったことですが、介護認定を受ける被保険者の割合中、所得段階で非課税世帯が6割を超えていると、こういう実態がございます。低所得者が多いということがございます。もし、ヤングケアラーと呼ばれる若者がその低所得者の中で生活しなければならないとすれば、負の連鎖と喋れば、言葉が過ぎるかもわかりませんが、そういう貧困の負の連鎖が続き、私のほうで言っている住み慣れた地域に安心してという将来の町、そういうものには決してならないとこのように思います。

町長も今、壇上でお話ししましたが、これは何も学校だけの目配りでは解決しません。地域の民生委員、行政連絡員等、いろんな人たちの目、連携が必要でございます。そして、地域の貴重な数少ない将来性のある若者を早期に見つけ出し、手を差し伸べることが地域、町の将来の存続につながると私はこのように思います。

今考えられる対策、それは厚労省あるいは文部科学省にわたるかと思えます。が、今、政府が考えている「こども庁」この創設になれば、当然またそういうほうの所轄になるかとは思いますが、いずれにしても早く手を差し伸べるそういうことが大事だと思いますので、是非そういう対策を他に先んじてもやっていくべきだとこのように提言いたします。

それでは、次の私のほうのワクチン接種についてでございます。

先ほど私、壇上でも言ったんですが、この後の接種場所はやはり今までどおりの東高校平内校舎跡地になるのかと。先ほど話をした、町長、これまではある程度年齢の重なった人、そういう人が対象だったわけですが、これからは年齢を下げていけば当然学校、そういう子供たちも対象になるかと思えます。その意味で、やはり子供たちが利用しやすい、いつでもこう行きやすい、あるいはいつでも使っている家庭医、そういうのを使う、そういう方法があるのかなとも私は考えていましたので、そこをもう一度確認したいなとこう思います。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、課長。

健康増進課長（松山秀子君） ただいまの太田議員の接種場所についてお答えいたします。

接種場所は、集団接種ということで、ずっと旧平内校舎を予定しております。というのは、土日の接種でないと従事者ないしは医療機関の方々に協力していただけないということがありますので、ずっとそのように今は考えております。

それから、個別接種のことでですね、まだやっていないというようなお話がありましたけれども、高齢者の在宅の個別接種については、現在、在宅に行って始まっております。若い方については、これから集団接種終了したらまた考えていかなければならないということで、担当者の間、また医療機関との間では討論をしておりますけれども、まだはっきりと答えられるところにはございません。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今話したみたいに、供給量、あるいはその状況、まだ定かでないということもあって、まだはっきり答えられないということですが、いずれにしても打ちたいと、打ってほしいと、そういう人が打てるそういう状況、そういうのを広めていく、そういうのが大事でないかなと。その中にはもちろん集団接種もありますが、先ほど話したみたいに、皆さん土日で集団接種だと喋れば、役場の担当者もいっぱい行っていますし、それにお手伝いする人たちも行っているみたいですので、どうぞ、毎回毎回ちゅうのは本当に疲れて大変だなと。ましてや、これから暑くなります。そういう意味では、本当にそういう場所、是非いろんなことを考えてほしいなとこのように思います。

それでは、次のことになります。先ほど町長は余ったから打つたと。それこそワクチンの話でございます。今、町長等の行事予定が町のホームページに掲載されてございます。それによれば、町長がワクチンを打つたとされる週はなぜか真っ白。要するに、その週は行事予定が何も入っていないと。特異な日だということになります。予定表は、町長、副町長等の予定が記載されるとこのようにされておりますので、それを考えれば、町長が先ほど話したみたいに、やったら急に余つたと。何かちょっと腑に落ちないなと、こう思います。町内では高齢者と接する機会の多い人、例えば高齢者施設で働く人、あるいは社会福祉協議会で働く人、保母さんなど、コロナウイルス感染症に感染させないた

めにもワクチン接種を優先したほうがいいのになと、そのような声が多くありました。このことについてはどう思いますでしょうか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 町民の中にもいろいろな方がおられて、私がズルしたんじゃないかというお考えの人もいると思います。私としては、決してそのようなことではなくて、今、5月6日の予定表を調べましたら、まず9時半から課長会議、その次が町民課打合せということで入っております。これらがありました。それからワクチンの話はその前から病院から余ったという話がありまして、捨てるにも忍びないということもございますし、また、私でよければ私が受けますよということで、いろいろ新聞等でも話しましたがけれども、私も町の責任者でございますので、やはりいち早く自分の体調を整えて、何があってもそれに対応できるような、そういう形を取りたいと思ってワクチンを受けたわけでございます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） 今話したみたいに、何か予定が入っていたと。けども、町が発しているホームページの予定表にはなぜか真っ白と。それ、見てみてください、後から。

そのほか、インターネット上ではこの「抜け駆け接種」という言葉が出たり「品性下劣とはこのこと」とか「ワクチン接種に平然と割り込む」とか、あるいは「首長は優先で許されるの」、こういうような書き込みが溢れておりました。国の河野規制改革担当大臣は、住民の方々への説明責任をしっかりと果たしていただきたいと、このようにも述べておりました。本当に今話したみたいなことで納得できるのかなと私は思います。

今回の抜け駆け接種っちゃうのは大きな問題を含んでいるんじゃないかなと私はこのように思いました。それは、非常時に町民を避難させる前に、自分が一番先に安全な場所に避難する、そういうことと同じだよって、私に言った人がありました。ああ、なるほどなど。やっぱりそう考える人もいるんだなど。

町長は、責任ある立場だと言いました。先日、6月7日、東京都知事が1回目のワクチン接種を受けたところテレビに入っていました。笑顔で「受けました」と、こう言っていました。町長も責任ある立場だと言いますが、東京都の知事と比べてどうかなど、こう思います。例えば、例えば船の船長は、非常時に乗客、乗組員の安全を最優先するところ聞きます。何かあった際には、そういう人たち、乗組員、乗客の安全を最優先し、自分のことは最後だと言われます。だからこそ、信用、信頼、尊敬される、私はこのように思っています。今回のワクチン接種は何か首をかしげる、そういう行動だったのではないかなということを申し上げます。これについてはどう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 今、太田議員が縷縷、いろんな理屈を述べておりましたけれども、私から言わせれば、決して東京都知事と平内町長は差がある、そういうことではないと思う。確かに東京都知事はいろいろ忙しいかもしれませんが。けれども、一地方自治体としては差別がない、差がないというふうに私は認識しております。

また、我々組長、首長としては、事、一旦、町で何かあれば、今言ったように船長とかそういうのと同じです。最後まで結果を見なきゃいけない、そういうことです。

それから、どういう方々がそういうことをおっしゃっているのか、よく分かりません。私の身近で聞くことによれば、町長、それは町長だからやって当然だと。そういうことを一々取り上げて糾弾す

るようなことは私、その方々から言わせればそれはよくないと。要は、その首長に対して萎縮させる。何もできなくさせる。そういうことと同じだと思います。例えば太田議員は議員として大きな責任を担っております。それと同じ、私も。ですから、例えば今のワクチンを先に接種したことが抜け駆けだとか、そういうことは先ほどからお答えしているように当たらないという思いでございます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） 今の話、その前にも言いました。例えば今回も接種券をもらって日にちが確定していても都合が悪くて接種できませんと、この次にしたいと、多分そういう人もあったと思います。これについては健康増進課長から求めます。ですので、私が言っているのは、当然そういうことは考えられるよと。考えられる中で、当初からそういうことを考えていたんですかと、そういうことなんですよ。それを皆さんに話していれば、こういうことはなかったし、いやいやもう初めからそういう、私のほう、役場の中で担当と話をして、そういう具合に決めていましたというのであればそうだけれども、先ほど町長喋ったみたいに急に余ったと、打ちませんかと言われた、はい打ちますと。確かに東京都の知事と町長とは同じです。地方の首長です。ですので、ただ、東京都の知事は国賓が来れば会わなければ駄目だとか、そういう立場の人です。町長のところに国賓が来て挨拶するかしないか、そういうのは別だとしても、いずれにしても皆さんが納得するそういうやり方でやらなければ、私は町長がこれからいろんなことをやりたい、そういうとき、いやいや、あのとき、ああいうことやったっけねという話に通ずるんでないかということで、今回のことはちゃんと心に留めておいてほしいなとこう思います。まず（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 健康増進課長。

健康増進課長（松山秀子君） 太田議員の質問にお答えいたします。

ドタキャンした方はやっぱり数名はありました。当日できない方については、最終、高齢者の最終日である6月27日をご案内しております。もしまたそこでできないということになれば、基礎疾患等の次の順位の方たちと一緒に受けれるようにPRはしていく予定でございます。以上でございます。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 太田議員にはいろいろご心配いただきまして、ありがとうございます。最初からそういうことが想定されたかということでございますけれども、想定はしておりません。あくまでも突然というか、そういうことでワクチンが余ったということで、廃棄するのでもまたこれは何かいろいろワクチンが足りないとかそういう問題もありまして、じゃあ私が受けましょうということでやりました。別に町民を粗末にするとか、そういうことは考えていない。もちろん私は、今までも町民のため、町のために精いっぱい頑張ってまいりました。それがこのような形で捉えられるということは非常に残念であります。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 6番太田議員。

6番（太田満則君） 今、担当からも聞きましたし、町長も言いました。町長、そういうつもりでなくてやったんだと、そういうふうに見られる、これは非常に残念だと。本当に残念だと思うんです。ですんで、今回のことはもう終わったことですので、これからいろんな行事もいろんな施策もあることでしょうから、そういう具合にして指摘のされることの少ないような運営をしていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

議長（船橋健人君） 6番太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、暫時休憩いたします。

皆さんの時計で5分後再開いたします。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時32分 再開)

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。(「はい」の声あり) 10番田中光弘君。

10番(田中光弘君) 通告の順に従い、一般質問を行います。

1点目は、「平内町地域公共交通計画について」であります。

2021年度から2025年度までの5か年の平内町地域公共交通計画書が町ホームページに掲載されております。町民、高校生、鉄道利用者、民生委員からのアンケート結果を大事にし、しっかりとまとめた内容であると評価します。交通体系の抜本的見直しは、交通手段を持たない方や今後の免許返納者にとっても一番の関心事であり、実施に向け、大いに期待するものであります。

特に、当町は他町村に比べ、居住地区が広範囲にひし形線上に点在していますので、交通事業者と連携を密にし、計画を練り上げていただきたいと思います。総合的な交通体系に向けて、とりわけ小回りの利くタクシーの動向に注視しております。

そこで、2点ほどお伺いいたします。

一つに、計画書の公共交通の現状説明では、東洋タクシー株式会社、個人タクシー2台が運行しているが、台数や乗務員数に限りがあり、配車予約や深夜運行等のサービスは難しい状況にあるとうたっております。一方、利便性向上の検討の記述では、前向きな方向性がうかがわれます。4月から東洋タクシーから北星交通株式会社に経営権が代わり、管理運営しておりますが、同会社は町地域公共交通計画に積極的な姿勢であるかどうか、お伺いいたします。

二つ目に、町民参加です。計画の地域で公共交通を守る体制の構築は大事な視点です。その中で、地域ごとの検討組織の設立で、各地域の町民が中心となって、地域の公共交通について意見交換をするための定例会の会合を設けますとしていますが、具体的にどのような手順で働きかけ、進めていく考えなのか、お伺いいたします。

2点目に「農免道路への不法投棄対策について」であります。

近年、ごみの不法投棄は全国各地で増加し、地域の大きな問題として取り上げられ、廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の施行など、年々対策の強化が進められています。しかしながら、ごみ処理などを理由に、一部の心ない人による原野、山林、河川敷、道路脇等へのごみの不法投棄は後を絶たない状況です。

私の質問は、山間部の公道脇への対策であります。狩場沢町内会では、毎年4月下旬に3行政区、5月5日に1行政区が環境美化事業として公道沿いの清掃を行っております。4行政区のうち、2行政区が国道沿いの堀差川から四ツ森間と町道沿い、農免道路開通後は国道沿いと同距離を兼ねたことにより清掃範囲が広がり、ごみの量も増えました。その上、粗大ごみのおまけがついてきました。日夜、通行量の多い国道とは相反し、原野、山林を通る農免道路は閑散とし、人目がつきにくいことを利用し、ルールを守らず、環境に影響を及ぼすことは大変ゆゆしき問題です。

このような不法投棄に対し、町では昨年、対策の一環として不法投棄禁止の小型の看板を平内町管轄内に数か所に設置したところですが、今春に入り、狩場沢地区においては取り付け道路の町道は一定の効果があつたようですが、農免道路に至っては残念ながら今年も平年同様のありさまでした。毎年の不法投棄に手をこまねいている状況であります。

そこで、町管理の農免道路沿いの不法投棄対策について、さらにどのように進めていくのか、お伺いし、壇上での質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「平内町地域公共交通計画について」の一つ目「タクシーの利便性向上策の検討について、現在運行の北星交通株式会社は計画に積極的であるか」であります。この交通計画は議員ご承知のとおり、令和3年度から7年度までの5か年で検討、調整、準備、必要に応じて試行実施を行うこととした計画でございますし、計画もできたばかりでございますので、現時点では北星交通と具体的な施策について協議等をしているものではございません。しかしながら、町の交通政策には欠かせないパートナーと考えており、地域公共交通会議への参画にも賛同を得ているところでございますので、施策の展開についても早い段階でアプローチをしたいと考えております。

次に、二つ目「各地域の町民との定例会開催の手順は」についてであります。これにつきましても、今後、具体的な開催方法や手順を検討することといたしておりますが、計画にも載せてありますとおり、初期の段階から町全体で行うのではなく、まずはモデル的に取り組む地区、例えば移動支援の実証運行を行う地区などの住民を対象とした町民主体の意見交換の開催を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政や運行事業者だけでなく、町民にも地域の公共交通について考える機会を設けることで、地域の公共交通を地域で守るという意識の醸成も図られてくるのではないかと考えております。

5年間での計画ではあります。早い段階から検討、協議に入りまして、当町の地理的条件等に合致し、町民にとって利便性の高い持続可能な交通政策となるよう、維持・確保に努めてまいります。

次に、2点目の「不法投棄対策について」であります。まずは、狩場沢町内会をはじめ各町内会において、地域の環境保全のため積極的に清掃活動に取り組んでいただき、感謝を申し上げます。

そのような地域住民の活動にもかかわらず、議員ご指摘のとおり、旧農免道路沿いに限らず「ポイ捨て」などによる不法投棄は広範囲にわたり後を絶たない状況でございます。

町の不法投棄防止対策の取組につきましては、看板の設置、広報紙などによる啓発、平成30年度からは「不法投棄」及び「ポイ捨て」の根絶を目指して、子供から大人まで環境意識の向上を図るため「平内町環境ポスターコンクール」を実施し、地域の環境保全に対するモラルの向上に努めております。

監視体制といたしましては、青森県より委嘱を受けた廃棄物不法投棄監視員が町内の監視活動を行っており、一定期間貸与を受けた不法投棄監視カメラの設置と併せて監視活動を行っております。

旧農免道路沿いの不法投棄防止対策につきましては、これまでの啓発活動を継続しつつ、特に「ポイ捨て」が多く見られる区域へ監視カメラを青森県から貸与していただき、一定期間設置する計画も進めております。

また、ごみを捨てやすい状況となる草木の繁茂を防ぐため、沿線路肩等の定期的な草刈りを実施し、監視員による巡回パトロールを強化し、ポイ捨ての常習箇所については警察へ情報提供をして、不法投棄の抑止力が上がるよう取り組んでまいります。

今後も地域住民の協力を得ながら、関係機関と連携し、環境の美化を図り、快適な生活を確保するため、継続的に不法投棄をさせない活動を展開していきたいと考えております。以上でございます。

（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）それでは、第1点目の北星交通株式会社とのことであります。ただいまの答弁では、交通会議参画に向けて早い段階でアプローチするというものでありましたが、次の交通会議というのはいつ開催されるのでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君）お答えいたします。

例年ですと、電車のダイヤが改正になったときに交通会議を開いておるんですけども、問題点あるいはそういう疑問点が生じたときにはその都度開くこととしておりますので、交通会議の委員長と相談をしながら早い段階で問題が出たときには開催すると考えております。時期についてはまだ決まっております。はい、以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番。

10番（田中光弘君）昨年の9月の定例会でのタクシー事業者のことについては、東洋タクシーが撤退するかとかやめるかとかという中で、新しい業者というのはまだ決まっていないという答弁であったわけです。そして、北星交通株式会社のホームページを見ますと、3月11日付で、4月1日から東洋タクシー株式会社の株式を100パーセント取得し、事業を継承するということが3月11日付で載っております。

今のお話を聞きますと、まだ北星交通株式会社の関係者とはまだ接点がないということですが、先ほどの田中 大議員からのご質問、また答弁を聞きまして、やっぱり津軽地区で一番の大手の会社でありますし、また、タクシーの事業のサービス、たくさんのサービスをしておりますし、また、デマンドに対してもノウハウを持っておるといって、まさに期待される会社であると思います。

その中で、まだ接点のない、また、次の交通会議の参画に向けてアプローチをするということですが、いつになるか分からないというふうな状態でありますので、せっかくこの北星交通株式会社が平内町に参入したことでありますので、ここは期待を込めて、町長、本社とかそういうふうに初顔合わせとか訪問とか、そういうふうにしたほうがよろしいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）田中議員のご質問にお答えいたします。

北星交通とはまだ具体的に話をしておりません。いずれにいたしましても、近いうちにこの今話した会議を開くということになっております。その段階で具体的な話が決まってくるだろうということでございます。

あらかじめ北星交通の本社などを私が訪ねてはどうかというお話でございますが、それはまだちょっと早いのかなというふうに思っております。それは今会議を開催した後にですね、時期を見て私のほうから北星交通のほうに連絡を取りたいと思うところでございます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）そのような考えであるならば、そのようにしていただきたいと思っております。

では次にですね、町民の参加であります。私はこの計画書、これは5月何日かにホームページに載せたんですよ。なかなか、そのアンケートをきちんとこう分析しながらも、意見とか、集約したい内容になっているのが第一印象でありました。

そういう中で、特に注目したのは、やっぱり三位一体である町民の声をどうするかということで、これを見ますと、町民のアンケートは限られた対象者数、4, 100世帯のうち1, 700ですか、

1, 730に配布いたしまして、回収したのが740と。この中身を見れば、ほとんど大方が車を持っている人が提出していると。持っていない独り暮らしとか年配の老夫婦とかの方に、このアンケートが行き渡っているかどうか。行き渡っていない人もいるし、行き渡っても提出していない、その結果がこのアンケートの中身を見ればそういうふうにかう理解できるんです。それに対して、これは一昨年の5月にアンケートして、昨年これを基にして独り暮らし、老夫婦の方に、民生委員の方をお願いして、民生委員の方がここの地区の方を一軒一軒歩いてそれをまとめて提出したと。で、この中には、その意見を吸い上げてこれに載せております。

そういう点では見やすい内容になっておるわけなんです、今後の各地区にそういう委員会を設置させていくということになれば、やっぱりその地区内での話合いの場とかが必要でありますし、それをですね、そこの地区の中心的な方々の気概が高まらなければいけないと思うんですよ。行政連絡員、民生委員、公民館長など。その人たちが中心になって、そこの地区で会合を招集してこう会議を行うと。そのためにはですね、やはり気概を持たせていくということのためには、計画書、これね、在庫がないわけで、プリントいたしました。そういう3団体、我々議会に対しても、その3団体に対してもですね、各行政連絡員58人、民生委員何人、公民館長何人の方に最低でも計画書を増す刷りして配付し、そしてその人たちをやっぱり、最初は前段に集めてですね、こういう説明会を最初を開くべきではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君） お答えをいたします。

町民主体の意見交換する会合についての参集範囲とか開催方法についての具体的な詳細というの、今現段階では決まっておられません。また、モデル地区とか、そういうものについても実証実験に向けた下準備を行っていかねばならないことから、地区の選定も今後の作業となっていきます。いわゆる、現時点では何もまだ決まっておられません。今後は先行事例や県をはじめとする関係機関と検討、協議しながら進めていきたいと思っておりますけれども、今のその計画書につきましては、ホームページのほうにはアップしているんでございますけれども、その冊子については今後善処したいこう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） その方向でよろしくお願ひいたします。

次に、不法投棄の件であります。監視カメラの設置の計画を進めていると。非常に前向きな答弁となっておりますけれども、おおよそ場所とか設置箇所とか、そういうのを描いておりますでしょうか。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

不法投棄監視カメラの設置場所ということでございましたけど、農免道路沿線ていいますけれども広範囲にわたりますので、特に不法投棄が多い場所を選んで、それから設置したいと考えておりましたので、よろしくお願ひします。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） ある県の市町村に対して実施状況の調査をしたというのがあります。これを見ますと、監視カメラの設置によって効果があるというのはやっぱり確率が高いと。それと、その県では全市町村がやはり、看板の設置をしております。その中でですね、66市町村のうち、非常に効果ありが3市町村、効果ありが39市町村、ほとんど効果なしが22、効果なしが2。半分以上は効

果があるということが実証されております。

昨年、農免道路に危険防止の看板が設置されたわけなんですけど、春先になったら、杭が折れて、もう倒れてしまっているというのがまず半分ぐらいあるんです。ですから、看板を設置する際にやはり、今までの小型よりもう少し大きい大型の看板、あと丈夫に倒れないような仕組みと、あと夜間などに効果を発揮する反射式、こういうのも考えていくべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君） そのような効果が上がるような看板の設置の方向について、予算の範囲内で検討して進めてまいりたいと思いますので、了解していただければと思います。以上です。（「終わります」の声あり）

議 長（船橋健人君） 以上で10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は1時より会議を再開します。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

午前に引き続き、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）4番亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 4番亀田弘徳です。通告に基づき、質問いたします。

私の質問は、コロナ禍の中で高齢者の健康をどう守っていくかということについてであります。

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が求められております。市町村は、この一体的実施に係る事業の基本方針を作成し、介護の支援事業や国保の保健事業との一体的取組を実施することとなっております。

そうした取組の中に、フレイルのおそれのある高齢者全体を支援するものがあり、通いの場等へ積極的に関与、支援していく取組があります。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延により高齢者の行動が制約され、活動が低下し、フレイルのおそれのある高齢者全体を支援する取組そのものが阻害されているのが現状と言えます。

フレイルは、健康な状態と要介護状態の中間に位置する状態のことで、身体的機能や認知機能の低下が見られるものをいい、これは適切な治療や予防を行うことで介護状態に進まずに済む可能性があると言われております。しかし、このコロナ禍、人の流れを制限、制約していく取組、自粛を進める中で、高齢者の活動が低下し、健康な状態からフレイル状態へ、フレイル状態から要介護状態へ進むおそれが表面化してきております。

筑波大の久野教授らのグループが2020年11月に行った調査によると、調査範囲で高齢者の40パーセントで認知機能の低下傾向が確認されたということであります。それは、その半年前の5月時点でのサンプル調査に比べ、4倍であったということであります。また、時事通信で行われた調査では、高齢者の要介護度について、2020年10月時点で前年同月比で23パーセント増となり、悪化している可能性が示唆されております。

また、東京大学高齢社会総合研究機構の飯島教授によると、約半年の自粛によって身体活動量が低下した高齢者は歩行速度について低下した割合が3.4倍多く、口腔機能の低下を訴える者が3.7倍多いという報告があります。

フレイル状態の進行したものを元に戻すのが非常に困難であることは想像に難くありません。コロ

ナ禍の中で高齢者の健康をどう守っていくかということは喫緊の課題と言えます。

そこで、質問です。

一、町が現在行っている通いの場等への支援、関与にどのようなものがあるか、お尋ねいたします。コロナ禍による高齢者の行動変容で、それがどのような影響を受けているかということについても見解をお聞きいたします。

二つ目です。KDB（国保データベース）システムを用いて、フレイルのおそれのある高齢者等、支援対象者を抽出できると思いますが、町が現在そのように抽出して把握している対象者数についてお尋ねいたします。また、今後、前年までと比較して、コロナ禍により対象者が有意に増える可能性があると考えますが、町はどのように判断しているのか、お尋ねいたします。それらに対する対策としてどのような健康促進事業を考えているのか、お尋ねいたします。

三つ目で、このコロナ禍による高齢者の行動変容がある中、高齢者の健康を保つため、どのような健康促進事業を考えて取り組むつもりか、町の考えをお尋ねいたします。

四つ目です。今回、コロナウイルスワクチンの接種事業を展開、実施しておりますが、この取組というものは高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う中で、フィードバックして生かせる経験があるかと考えておりますが、これについて町の見解をお聞かせください。壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の質問にお答えいたします。

「コロナ禍の中で高齢者の健康をどう守っていくか」についての一つ目「通いの場」等への支援、関与についてであります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組の一つとして、通いの場等への積極的な関与がございます。内容としましては、通いの場や介護予防教室等において、運動、栄養、口腔等のフレイル予防などの健康教育、健康相談を実施する予定としておりましたが、本県においても新型コロナウイルス感染症が依然猛威を振るっているため、積極的に関与できない状態となっております。実施につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種状況及び感染状況等を踏まえて実施したいと考えております。

また、コロナ禍による高齢者の行動変容による影響であります。先の見えない自粛生活により、高齢者の方々が自宅で過ごす時間が長くなり、外出の機会を失ったことにより活動量が低下してしまい、フレイルの進行が懸念されます。

次に、二つ目「KDBシステムによる抽出について」であります。町では高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る対象者を把握するため、75歳以上で健診を受けていない方、医療を受けていない方及び介護を受けていない方といった、いわゆる保健・医療・介護のサービス等を一切受けていない方を抽出しております。把握している方は53名で、令和2年度に状況把握のため訪問を実施しました。結果はおおむね元気な方々であり、サービス等の紹介はしたものの、実際サービスへとつながった方はおりませんでした。また、対象者の抽出につきましては、KDBシステムのほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を基に、対象となる方に対して介護予防事業等への参加を勧めているところであります。

次に、三つ目の「コロナ禍による高齢者の行動変容がある中での健康促進事業への取組」についてであります。現在、町の介護予防事業や運動教室は3密になることを懸念し、実施を控えているところであります。事業の参加者には、自宅でもできるよう、ちょっとした運動、参加者それぞれの自宅での過ごし方や取組等を紹介したチラシを配付するなどしてフレイルの予防に取り組んでおりま

す。また、通いの場の運営に当たっては、検温、換気等の感染症防止対策の徹底、参加人数を制限して開催することにより、極力、高齢者の行動を制約することなく、活動が低下することのないよう取り組んでいるところであります。

最後に四つ目「コロナウイルスワクチンの接種事業の取組が高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う中で、生かせる経験となると考える」についてであります。「ワクチン接種」と「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は直接関連性のある事業ではございませんが、高齢者のワクチン接種が進むことによって、高齢者が外出しやすい環境にはなると考えられますので、町のワクチン接種計画に沿って速やかに進めていけるよう努力していきたいと考えております。以上でございます。

議 長（船橋健人君） 4番田中弘徳君。失礼しました亀田弘徳君です。

4 番（亀田弘徳君） 答弁ありがとうございます。

まず、1番、現在行っている介護・保健事業の通いの場に関連した介護・保健事業というのは、コロナ禍のために今のところ延期になっているか、家庭でできるような運動の紹介のチラシを配っている状態にあるということでありましたけれども、この現在延期状態になっている事業というのは、大体どれぐらいから再開させていくような考えでいるのかを一つ質問します。

それからもう一つがですね、このコロナに直接関わる、直接というか、コロナの中の高齢者のフレイルを引き止めるという中で、例えば通常の通いの場という考えのほかに、生涯学習とかで高齢者に人気のあるコンテンツとかに従来は集まって交流を深めていたということがあるんですけども、そうした事柄も今のところ恐らく延期になっている形になっているんですが、この高齢者の活動を再開させるというので、こうした生涯学習のそうしたコンテンツと今現在やっている介護・保健事業の一体的実施の中にうまく橋渡しするような考えがあれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

まず、いつぐらいから通いの場の保健事業と介護予防の一体的な実施の予定がいつぐらいから再開するかということですが、当初、通いの場での事業については今年の10月を予定していたんですけども、今現在、高齢者のワクチン接種もありますし、来年の4月ぐらいからの再開を目指して考えております。

二つ目の生涯学習との一緒に事業をとということですが、現在そのような、今までは考えてはおりませんでしたけれども、効果的な事業になるよう、いろいろな方面からの活動を考えていきたいと考えております。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、4番亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） ありがとうございます。

2回目の質問で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するために特別調整交付金というのがあって、恐らく利用もされていると思うんですけども、このコロナ禍に絡んでいろいろな活動を再開するためのいろんな手続とか、そういったものもこうした交付金が使えないかどうかというのを県や国に形として整えて働きかけられないかというのもちょっと考えております。そのあたり、もし何かお考えがあればお聞かせください。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） ただいまの質問にお答えいたします。

交付金等につきましては、利用できるものについては利用している状況でありますので、新たな交付金の申請等については、今後いろいろ調査しながら、利用できるものについては最大限利用していきたいと考えております。以上です。

議長（船橋健人君）以上で亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。



日程第2、質疑

議長（船橋健人君）日程第2、「報告第3号」から「報告第5号」まで及び「議案第37号」から「議案第53号」まで、以上20件を一括して議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。



日程第3、議案付託

議長（船橋健人君）日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

「報告第3号」、「報告第5号」、「議案第37号」、「議案第42号」、「議案第43号」、「議案第51号」及び「議案第52号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。



日程第4、陳情付託

議長（船橋健人君）日程第4、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成）それでは、陳情文書表の朗読をします。

受理番号。陳情第1号。

受理年月日。令和3年5月27日。

件名。安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情。

陳情者の住所、氏名。青森市長島2丁目10の17、青森県医療労働組合連合会、執行委員長、秋元春美。

陳情の要旨。2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、それから中心的に担っている公立、公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新た

なウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、国民が安心して暮らせる社会実現のため、国に意見書を提出して下さるよう、陳情いたします。

付託委員会。経済文教常任委員会。

以上で陳情文書表の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） 会議規則第95条の規定により、「陳情第1号」は経済文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日10日は、各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日10日は休会とすることに決定しました。

来る6月11日は午後1時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後1時19分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2、報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕
- 日程第 3、議案第 3 8 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第 3 9 号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第 4 0 号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第 4 1 号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第 4 4 号 財産の取得について〔マイクロバス〕
- 日程第 8、議案第 4 5 号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕
- 日程第 9、議案第 4 6 号 財産の取得について〔真空冷却機〕
- 日程第 1 0、議案第 4 7 号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕
- 日程第 1 1、議案第 4 8 号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕
- 日程第 1 2、議案第 4 9 号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕
- 日程第 1 3、議案第 5 0 号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第 1 4、議案第 5 3 号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 5、発議第 3 号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6、議員派遣の件
- 日程第 1 7、議会運営委員会委員の選任
- 日程第 1 8、議会広報編集特別委員会委員の選任
- 日程第 1 9、平内町議会活性化特別委員会委員の選任
- 日程第 2 0、青森地域広域事務組合議会議員の選挙
- (追加日程)
- 日程第 2 1、発議第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案

出席議員 11名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	2番 田中大君
3番 小笠原智鶴子君	4番 亀田弘徳君	5番 田中茂勝君
6番 太田満則君	7番 七尾潔君	8番 倉内清一君
9番 佐々木徳正君	10番 田中光弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋茂久君	副町長	山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉内仁君	総務課指導監	工藤英仁君
企画政策課長	田中正美君	税務課長	渡邊仁志君
町民課長	工藤隆之進君	福祉介護課長	塩越信子君
福祉介護課指導監	竹達暁教君	健康増進課長	松山秀子君
健康増進課指導監	大水要君	農政課長・農業委員会事務局長	飯田千代志君
水産商工観光課長	逢坂重良君	地域整備課長	佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長	三津谷博君	会計管理者	飯田剛志君
平内中央病院事務局長	小形正樹君	消防監消防署長	木村秀人君
教育長	渡辺伸一君	学校教育課長	須藤鉄博君
生涯学習課長	船橋英樹君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木一成 事務局長補佐 片山潤一

振鈴（午後1時30分 開議）

議長（船橋健人君）ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が11名でありますので会議は、成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。

なお、本日は気温も高くなっておりますので、各自の判断で上着を脱いでも結構ですのでよろしくお願いいたします。



日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「報告第3号」、「報告第5号」、「議案第37号」、「議案第42号」、「議案第43号」、「議案第51号」、「議案第52号」及び「陳情第1号」の以上8件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

総務福祉常任委員長（亀田弘徳君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました。「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第37号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第42号 新たに生じた土地の確認について〔茂浦地区〕」、「議案第43号 新たに生じた土地の字名について〔茂浦地区〕」、「議案第51号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」、「議案第52号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」以上、7件については、6月10日審査会を

開き、慎重審査の結果報告については、いずれも「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたのでご報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。10番田中光弘君。（「はい」の声あり）はい、10番田中光弘君。

経済文教常任委員長（田中光弘君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第37号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、以上3件について、6月10日審査会を開き、慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」、議案については、「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

また、付託を受けていた「陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」について6月10日審査会を開き慎重審査の結果「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。

これより「報告第3号」、「報告第5号」、「議案第37号」、「議案第42号」、「議案第43号」、「議案第51号」、「議案第52号」及び「陳情第1号」の以上8件を一括して採決します。

本案は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第3号」、「報告第5号」、「議案第37号」、「議案第42号」、「議案第43号」、「議案第51号」、「議案第52号」及び「陳情第1号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」、陳情は「採択」と決定しました。



日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕

議長（船橋健人君）日程第2、「報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「報告第4号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例等の一部を改正する条例〕」は「承認」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「報告第4号」は「承認」されました。

◇

日程第3、議案第38号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第38号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第38号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第38号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は可決することにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第38号」は「可決」されました。

◇

日程第4、議案第39号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第39号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第39号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第39号 平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は、「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第39号」は「可決」されました。

◇

日程第5、議案第40号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第40号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）。はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第40号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第40号 平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は、「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第40号」は「可決」されました。



日程第6、議案第41号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第41号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）（「議案第41号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

お諮りします。「議案第41号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第41号」は「可決」されました。



日程第7、議案第44号 財産の取得について〔マイクロバス〕

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第44号 財産の取得について〔マイクロバス〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第44号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第44号 財産の取得について〔マイクロバス〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第44号」は「可決」されました。



日程第8、議案第45号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕

議長（船橋健人君）日程第8、「議案第45号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕」を議題

とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第45号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第45号 財産の取得について〔凍結防止剤散布車〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第45号」は「可決」されました。



日程第9、議案第46号 財産の取得について〔真空冷却機〕

議長（船橋健人君）日程第9、「議案第46号 財産の取得について〔真空冷却機〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）学校教育課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）（「議案第46号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第46号 財産の取得について〔真空冷却機〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第46号」は「可決」されました。



日程第10、議案第47号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第47号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第47号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」声あり）はい、太田満則議員。

6番（太田満則君）いま、何気なくこう、見だんですけども「議案47号」取得価格がですね、1,180万と、88万ですか、こうなっているんですけども。マイクが入っていないか、すいません。取得価格がですね。議案では1,188万ところが。私、勘違いしました。すいません。間違えました、ごめんなさい。取り消します。

議長（船橋健人君）質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議」なし声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第47号 財産の取得について〔平内町消防団浜子分団小型動力ポンプ付積載車〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第47号」は「可決」されました。



日程第11、議案第48号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第48号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第48号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第48号 財産の取得について〔高規格救急自動車〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第48号」は「可決」されました。



日程第12、議案第49号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕

議長（船橋健人君）日程第12、「議案第49号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第49号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）今回、財産取得とこういうことで、いろんなのが載っています。それで、実はですね。入札書比較価格というのが後ろにこうついでいるんです。で、税抜き、契約書そのものは、税が入ってますよね。で、ここに書いているのは、備考の欄だけでも、税抜きとこう書いてます。んでいま、商品云々については、税込みで表示するとこういう具合にこうなっているはずですので、そちらのほうが見やすいのではないかなと、ちゅうのは、ここで例えば、今回に関しても、落札が2,680万だと、せば10割として、268万足すとそれが契約書だということになるかと思いますので、この入札書比較価格一覧も税抜きだというごとでなくして、税込みの表示価格にしたほうがいいんでないかと、間違っているづうことでないんですけども、こういう具合にしたほうが見やすいんでないかなとそう思いますので、これから後こういうのやる際には、そうしたほうがいいのではないかなと提案いたします。

議長（船橋健人君）そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑を終結することにご異議ありませんか。質疑を終結します。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第49号 財産の取得について〔高度救命処置用資器材〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第49号」は「可決」されました。



日程第13、議案第50号 負担付きの寄附の受納について

議 長（船橋健人君）日程第13、「議案第50号 負担付きの寄附の受納について」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第50号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第50号 負担付きの寄附の受納について」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第50号」は「可決」されました。



日程第14、議案第53号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議 長（船橋健人君）日程第14、「議案第53号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第53号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第53号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第53号」は「同意」されました。



日程第15、発議第3号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第15、「発議第3号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番(田中茂勝君)「発議第3号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、御説明申し上げます。令和2年第3回定例会において「平内町議会会議規則の一部改正」により、全員協議会に関する規定を追加したことに伴い、併せて費用弁償の旅費の支給に関する規定について、明確にする必要が生じたことから「平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、七尾潔議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第3号 平内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第3号」は「可決」されました。



日程第16、議員派遣の件

議長(船橋健人君) 日程第16、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。



日程第17、議会運営委員会委員の選任

議長(船橋健人君) 日程第17、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

委員の定数は、6名であります。1名欠員が生じたので、その補充のため1名を選任するものであります。

お諮りします。議会運営委員会委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、太田満則君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました太田満則君を議会運営委員会委員に選任することに「決定」しました。



日程第18、議会広報編集特別委員会委員の選任

議長(船橋健人君) 日程第18、「議会広報編集特別委員会委員の選任」を行います。

委員の定数は、6人ではありますが1名、欠員が生じたので、その補充のため1名を選任するものであります。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、亀田弘徳君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました亀田弘徳君を議会広報編集特別委員会委員に選任することに「決定」しました。



日程第19、平内町議会活性化特別委員会委員の選任

議長(船橋健人君) 日程第19、「平内町議会活性化特別委員会委員の選任」を行います。

委員の定数は、6人ではありますが1名欠員が生じたので、その補充のため1名を選任するものであります。

お諮りします。平内町議会活性化特別委員会委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、木村良一君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました木村良一君を平内町議会活性化特別委員会委員に選任することに「決定」しました。



日程第20、青森地域広域事務組合議会議員の選挙

議長(船橋健人君) 日程第20、「青森地域広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

「青森地域広域事務組合議会議員」の定数は2名ではありますが、1名欠員が生じたので、その補充のため1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦に決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

青森地域広域事務組合議会議員には、5番田中茂勝君を指名します。

お諮りします。ただ今、議長において指名しました、田中茂勝君を青森地域広域事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました、田中茂勝君が青森地域広域事務組合議会議員に当選されました。

当選者が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

5番(田中茂勝君) ただいま、皆様のご同意を頂きまして、青森地域広域事務組合議会議員に推挙

されました。推挙されましたので力いっぱい頑張り、平内町の地域の発展のために尽力したいというふうに考えております。どうかひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。



議長（船橋健人君）ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時35分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、田中光弘君ほかの5人の連名により、「発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案」が提出されました。この際「発議第4号」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第4号」は日程に追加し議題とすることに決定しました。



日程第21、発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案

議長（船橋健人君）日程第21、「発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案」を議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）「発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案について」御説明申し上げます。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を広げました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症 病床や集中治療室の大幅な不足、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上のことから、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るよう私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第4号」は「可決」されました。

議 長（船橋健人君）総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。

議 長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。去る6月7日開会いたしました、本定例会では、専決処分した事項の報告及び承認を求める件、本年度一般会計補正予算案、条例の改正案並びに人事案件など、合わせて20件御提案申し上げておりましたが、本日全案件とも、それぞれ御承認、御議決、御同意をいただき誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業については遺漏のないよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方にはこれまで以上の御支援、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。今日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君）これをもちまして、令和3年第2回定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

（午後2時46分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員